

住田町指名競争入札心得

(平成 27 年 5 月 15 日改正)

(平成 29 年 8 月 7 日-改正)

(目的)

第 1 条 この心得は、住田町の契約に係る指名競争入札を行う場合における入札参加者の入札手続等に関する一般的な注意事項を定めるものである。

(入札)

第 2 条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書、図面、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、郵送による入札を認める場合を除き、通知書に示した時刻までに入札会場で提出しなければならない。

3 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理人をすることはできない。

5 入札参加者は、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

(入札書の記載金額)

第 3 条 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(入札の辞退)

第 4 条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、入札執行前にその旨を文書又は電話連絡等の方法により入札担当職員に申し出るものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 5 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に違反する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取り止め等)

第 6 条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は

入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

- 2 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札を取り止めることができる。

(無効の入札)

第7条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 明らかに連合によると認められる入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (8) 再度の入札の場合における前回の最低入札額以上の入札
- (9) 一定の資本関係または人的関係のある複数の者のした入札
- (10) 有効な工事費内訳書の提出がない入札
- (11) その他入札に関する法令に違反した入札

(落札者の決定)

第8条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事又は製造の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（工事の請負契約に限る。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、第7条に規定する無効の入札を行った者は、再度入札には参加できない。

- 2 再度入札は、2回を限度とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を終了する。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるとき、又は郵送により入札したものでくじを引くことができない者があるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせる。

(異議の申立)

第11条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(あて名)

第12条 入札書のあて名は、住田町長 神田謙一 とすること。